

# 江川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む）、ごぎ（いわなを含む）、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網（にぎりかき）、投網によって遊漁する場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
4. 遊漁者は、直ちに第8条の遊漁料を組合の掲げる場所において納付しなければならない。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア.漁具、漁法	イ.規 模
投網、たも網（にぎりかき）	網目3cm(11節)以上

2. 遊漁する場合に船を使用して採捕してはならない。（ただし、手釣、竿釣に限り美郷町信喜橋下流から浜原ダム堰堤中心より200m上流にいたるまでの区域は除く。）
3. 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法について遊漁をする場合の遊漁承認証は、イ欄に掲げる種類及びウ欄に掲げる区域とし、エ欄に掲げるとおり制限する。

ア.漁具、漁法	イ.遊漁承認証の種類	ウ.遊漁できる区域	エ.制 限
投 網	本支流券	江の川本流及び支流	1. 遊漁承認証は日券のみとし、発行枚数は年間80枚以内とする。 2. 支流において遊漁する場合は江川漁業協同組合の指定する河川において遊漁しなければならない。
	本流券	江の川本流	

4. 江の川本流及び支流の境界は河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の両岸の突端を境界とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア.魚 種	イ.期 間
あ ゆ	組合が定め公表する日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
も く ず が に	8月1日から11月20日まで
こい、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで

2. 前項にかかわらず、親魚保護のため、あゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。ただし、江の川漁業協同組合との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流）については10月20日から11月30日までとする。なお、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合は、この限りでない。

①浜原ダム湖

②邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200mの区間

3. 前項ただし書の許可を受けてあゆを採捕した者は、その採捕の実績を速やかに組合に報告しなければならない。
4. 第1項にかかわらず、もくずがにを対象とする遊漁については産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。
5. 第1項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイトにて公表するものとする。

(<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>)

(禁止期間)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種を対象にイ欄の区域内においては、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

ア.魚 種	イ.区 域	ウ.区 間
あ ゆ	濁川断魚溪上流	組合が定め公示する日から7月9日まで
ご ぎ (いわなを含む。)	支流亀谷川	3月1日から8月31日まで

2. 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイトにて公表するものとする。

(<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>)

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
もくずがに	甲羅幅7cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学校生徒以下のときは無料、身体障がい者も無料とするが、あゆについては、同号の掲げる額の二分の一に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

水 産 動 植 物	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	手釣、竿釣	1日	2,000
		1ケ年	10,000
	投網	1日	3,000
		1ケ年	17,000
こい、うなぎ、うぐい、すずき、おいかわ (はえ)、もくずがに	手釣、竿釣	1日	500
		1ケ年	2,000
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)	手釣、竿釣	1日	1,300
		1ケ年	5,000

2. 第3条第2項の区域において船を使用する場合は年額1,000円の遊漁料を別途納付する。

3. 遊漁料は、組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

4. 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合、又は二種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はその内最も高い方の遊漁料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具、漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項
- (8)その他参考となる事項
- (9)発行者名

2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
5. 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期限
- (3)注意事項
- (4)その他必要な事項
- (5)発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

附 則

- ・この規則は令和5年4月1日より施行する。